

奈良県感染症対策連携協議会部会設置要領

(設置)

第1条 奈良県感染症対策連携協議会運営要領第6条の規定に基づき設置する部会に関し、奈良県感染症対策連携協議会運営要領に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 奈良県感染症対策連携協議会に、次の部会を設置する。

部会名	協議事項
入院医療部会	感染症（結核を除く。以下この条において同じ。）の医療提供体制（入院体制）に関すること
外来・在宅医療部会	感染症の医療提供体制（外来診療体制、自宅療養者等への医療提供）に関すること
保健所部会	感染症対応に係る保健所体制に関すること
結核部会	結核対策全般に関すること

(庶務)

第3条 部会の庶務は、奈良県福祉保険部医療政策局疾病対策課において処理する。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年7月6日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。